

千葉県警察サイバー犯罪等対処能力検定の実施要領の制定について

令和 2 年 8 月 6 日
例規（サ）第 3 2 号
警 察 本 部 長

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

なお、千葉県警察サイバー犯罪捜査検定に関する要領の制定について（平成 2 6 年例規（サ）第 3 0 号）は、廃止する。

別添

千葉県警察サイバー犯罪等対処能力検定の実施要領

第 1 目的

この要領は、千葉県警察におけるサイバー犯罪等対処能力検定（以下「検定」という。）の実施に関し必要な事項を定め、警察職員のサイバー犯罪及びサイバー攻撃への対処（以下「サイバー犯罪等対処」という。）に関する知識及び技能の向上に資することを目的とする。

第 2 委員会

1 設置

検定を適正に実施するため、県本部に千葉県警察サイバー犯罪等対処能力検定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 任務

委員会は、次に掲げる任務を行う。

- (1) 検定の実施に関すること。
- (2) 検定合格者の決定に関すること。
- (3) その他検定に関すること。

3 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 生活安全部長

副委員長 生活安全部参事官

委員 総務部情報管理課長

生活安全部サイバー犯罪対策課長

警備部公安第一課長

4 庶務

委員会の庶務は、生活安全部サイバー犯罪対策課において行う。

第 3 検定の級位等

1 級位の種別

検定の級位は、初級及び中級とする。

2 必要な知識及び技能

各級位において必要な知識及び技能は、別表第1のとおりとする。

第4 検定の対象者

1 初級

(1) 初任補修科に入校中の警察官

(2) 初任補修科を修了した警察官で、次のいずれかに該当するもの

ア 初級を受検することができなかつた者

イ 初級を受検したが、不合格となった者

(3) その他所属の長が業務上必要と認める職員

2 中級

初級に合格した者

第5 検定の実施

1 実施機関

検定は、委員長が行うものとする。

2 検定の内容

検定の内容は、別表第2のとおりとする。

3 合格基準

検定は、7割以上の点数を取得した者を合格とする。

4 合格者の通知

委員長は、検定の合格者を所属長に通知するものとする。

5 特例合格

次の(1)又は(2)に掲げる者を、初級又は中級の検定の取得に必要な知識及び技能を有すると認める者として、検定を行わずに、それぞれの級位の検定に合格したものとみなす。

(1) 初級

ア 独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）が実施する基本情報技術者試験、応用情報技術者試験若しくは情報処理安全確保支援士試験に合格した者及びこれと同等以上の能力を有すると認められる者又は情報処理安全確保支援士資格の認定を受けた者及びこれと同等と認められる資格を取得している者であって、サイバー犯罪等対処に関する基本的な要領を理解するために必要な知識及び技能を有すると認められる者

イ 千葉県警察以外の警察機関が実施した初級の検定に合格した者

(2) 中級

ア IPAが実施する応用情報技術者試験若しくは情報処理安全確保支援士試験に合格した者及びこれと同等以上の能力を有すると認められる者又は情報処理安全確保支援士資格の認定を受けた者及びこれと同等と認められる資格を取得している者であって、サイバー犯罪等対処に従事するために必要な知識及び技能を有すると認められる者

イ 千葉県警察以外の警察機関が実施した中級の検定に合格した者

第6 合格者情報の管理

生活安全部サイバー犯罪対策課長は、検定の合格者を千葉県警察情報管理システムに登録して管理するものとする。

第7 その他の措置

1 検定に係る細目的事項

この要領に定めるもののほか、検定に関して必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

2 警察庁への協力

委員長は、警察庁が行う上級の検定に協力するものとする。

3 経過措置

この要領の施行前に、千葉県警察サイバー犯罪捜査検定に関する要領の制定について（平成26年例規（サ）第30号）に基づいて実施した千葉県警察サイバー犯罪捜査検定の初級又は中級に合格している者は、この要領による検定の初級又は中級に合格したものとみなす。

別表第1（第3の2）

級位	必要な知識及び技能
初級	<ul style="list-style-type: none">サイバー犯罪及びサイバー攻撃並びにインターネットその他の高度情報通信ネットワークに関する基本的な知識サイバー犯罪等対処に関する基本的な知識及び技能であって、サイバー犯罪等対処に関する基本的な要領を理解するために必要なもの
中級	<ul style="list-style-type: none">サイバー犯罪及びサイバー攻撃並びにインターネットその他の高度情報通信ネットワークに関する専門的な知識サイバー犯罪等対処に関する専門的な知識及び技能であって、サイバー犯罪等対処に従事するために必要なもの

別表第2（第5の2）

項目	内容
サイバー犯罪及びサイバー攻撃に関する知識	<ul style="list-style-type: none">関係法令及び捜査手続に関すること。情報技術の解析の活用に関すること。痕跡等の追跡に関すること。
インターネットその他の高度情報通信ネットワークに関する知識	<ul style="list-style-type: none">各種インターネットサービスに関すること。各種サーバ及びネットワークに関すること。各種ログに関すること。各種不正プログラムに関すること。情報セキュリティに関すること。
サイバー犯罪等対処に関する知識及び技能	<ul style="list-style-type: none">サイバー犯罪等対処に関する基本的な要領を理解するために必要なものサイバー犯罪等対処に従事するために必要なもの

注 検定の内容は、級位に応じた難易とする。